# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名                |
|-------|---------------------|
| 36    | 精神通院医療費助成事務 基礎項目評価書 |

#### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

青梅市は、精神通院医療費助成事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

### 評価実施機関名

青梅市長

#### 公表日

令和7年4月24日

[令和6年10月 様式2]

### I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務     |  |  |  |  |  |  |
|--------------------------|--|--|--|--|--|--|
| ①事務の名称                   | 精神通院医療費助成事務  |  |  |  |  |  |
| ②事務の概要                   | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成18年東京都規則第12号)にもとづき、申請受付や受給者の管理等を行う。<br>特定個人情報ファイルは以下の事務において使用する。<br>・申請受付・登録<br>・所得判定<br>・受給者情報の管理  |  |  |  |  |  |
| ③システムの名称                 | 福祉総合システム(障害者福祉サブシステム)、団体内統合宛名システム、中間サーバー、TASKクラウド  |  |  |  |  |  |
| 2. 特定個人情報ファイル名           | S. Commence of the commence of |  |  |  |  |  |
| 精神障害者手帳交付者情報フ            | アイル  |  |  |  |  |  |
| 3. 個人番号の利用               |  |  |  |  |  |  |
| 法令上の根拠                   | ・番号法第9条第2項<br>・青梅市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律にもとづく個人番<br>号の利用および特定個人情報の提供に関する条例4条  |  |  |  |  |  |
| 4. 情報提供ネットワークシ           | マステムによる情報連携  |  |  |  |  |  |
| ①実施の有無                   | <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定   |  |  |  |  |  |
| ②法令上の根拠                  | 情報照会の根拠 ・番号法第19条第9号 ・青梅市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律にもとづく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例  |  |  |  |  |  |
| 5. 評価実施機関における            | 担当部署   |  |  |  |  |  |
| ①部署                      | 健康福祉部障がい者福祉課   |  |  |  |  |  |
| ②所属長の役職名                 | 障がい者福祉課長   |  |  |  |  |  |
| 6. 他の評価実施機関              |  |  |  |  |  |  |
|                          |  |  |  |  |  |  |
| 7. 特定個人情報の開示・            | 訂正•利用停止請求  |  |  |  |  |  |
| 請求先                      | 総務部 文書法制課 情報公開文書係<br>198-8701 青梅市東青梅1-11-1<br>問合せ先 電話番号 0428-22-1111   |  |  |  |  |  |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ |  |  |  |  |  |  |
| 連絡先                      | 健康福祉部 障がい者福祉課 相談支援係<br>198-8701 青梅市東青梅1-11-1<br>問合せ先 電話番号 0428-22-1111   |  |  |  |  |  |

| 9. 規則第9条第2項の適用 | ]適用した |  |
|----------------|-------|--|
| 適用した理由         |       |  |

### Ⅱ しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |         |                   |              |  |   |           |  |
|--|---------|-------------------|--------------|--|---|-----------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か                       |         | [ 1,000人以上1万人未満 ] |              |  | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |           |  |
| いつ時点の計数か                               |         |                   | 令和6年11月1日 時点 |  |   |           |  |
| 2. 取扱者                                 | 2. 取扱者数 |                   |              |  |   |           |  |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 |         | [                 | 500人未満 ]     |  | <選択肢><br>1) 500人以上  | 2) 500人未満 |  |
| いつ時点の計数か                               |         |                   | 令和6年11月1日 時点 |  |   |           |  |
| 3. 重大事故                                |         |                   |              |  |   |           |  |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか |         | [                 | 発生なし         |  | <選択肢><br>1) 発生あり  | 2) 発生なし   |  |

# Ⅲ しきい値判断結果

#### しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

### Ⅳ リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類                                 |                      |               |   |                       |  |  |  |
|---|----------------------|---------------|---|-----------------------|--|--|--|
|   | 項目評価書<br>施機関については、そ: | ]<br>れぞれ重点項目詞 |   | 及び重点項目評価書<br>及び全項目評価書 |  |  |  |
| 2. 特定個人情報の入手(†  | 情報提供ネットワーク           | クシステムを通じ      | た入手を除く。)                                      |                       |  |  |  |
| 目的外の入手が行われるリ<br>スクへの対策は十分か                            | [  十分であ              | 5-გ ]         | <選択肢><br>1)特に力を入れて<br>2)十分である<br>3)課題が残されて    |                       |  |  |  |
| 3. 特定個人情報の使用  |                      |               |   |                       |  |  |  |
| 目的を超えた紐付け、事務に<br>必要のない情報との紐付けが<br>行われるリスクへの対策は十<br>分か | [  十分であ              | 5る ]          | <選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて          | -                     |  |  |  |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か       | [  十分であ              | 58 ]          | <選択肢><br>1) 特に力を入れて<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されて |                       |  |  |  |
| 4. 特定個人情報ファイルの  | の取扱いの委託              |               |   | [ O ]委託しない            |  |  |  |
| 委託先における不正な使用<br>等のリスクへの対策は十分か                         | [                    | 1             | <選択肢><br>1) 特に力を入れて<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されて |                       |  |  |  |
| 5. 特定個人情報の提供・移転                                       | 云(委託や情報提供ネ           | ットワークシステム     | を通じた提供を除く。)                                   | [ 〇 ]提供・移転しない         |  |  |  |
| 不正な提供・移転が行われる<br>リスクへの対策は十分か                          | [                    | 1             | <選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて          |                       |  |  |  |
| 6. 情報提供ネットワークシ  | ステムとの接続              |               | [ ]接続しない(入手)                                  | [ 〇 ]接続しない(提供)        |  |  |  |
| 目的外の入手が行われるリ<br>スクへの対策は十分か                            | [ 十分であ               | 5ა ]          | <選択肢><br>1) 特に力を入れて<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されて |                       |  |  |  |
| 不正な提供が行われるリスク<br>への対策は十分か                             | [                    | ]             | <選択肢><br>1) 特に力を入れて<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されて |                       |  |  |  |

| 7. 特定個人情報の保管・消去                     |   |   |                    |   |   |  |
|-------------------------------------|---|---|--------------------|---|---|--|
| 特定個人情報の漏えい・滅<br>失・毀損リスクへの対策は十<br>分か | [   | [ 十分である ] 2) 十分である  |                    | 1) 特に力を入れている  |   |  |
| 8. 人手を介在させる作業                       | 業 [ ]人手を介在させる作業はない  |   |                    |   |   |  |
| 人為的ミスが発生するリスク<br>への対策は十分か           | [   | 十分である   | ]                  | <選択肢><br>1)特に力を入れている<br>2)十分である<br>3)課題が残されている  | <ul><li>1) 特に力を入れている</li><li>2) 十分である</li></ul> |  |
| 判断の根拠                               | 事務処<br>記入す<br>福祉総   | 対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。<br>事務処理上、必要がない情報を入手することがないよう、申請書様式において、手続に必要な項目のみ<br>記入する仕様になっている。<br>福祉総合支援システムへの入力に当たっては、必要な項目のみ入力できる仕様としている。<br>これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えら<br>れる。 |                    |   |   |  |
| 9. 監査                               |   |   |                    |   |   |  |
| 実施の有無                               | [ ]   | 〕自己点検   | [O]                | 内部監査    [ ]外部監査   |   |  |
| 10. 従業者に対する教育・                      | 啓発  |   |                    |   |   |  |
| 従業者に対する教育・啓発                        | [   | 十分に行っている  | ]                  | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っている   |   |  |
| 11. 最も優先度が高いと考                      | えられ   | る対策   |                    | [ ]全項目評価又は重点項目評価を実施   | する  |  |
| 最も優先度が高いと考えられ<br>る対策                | [ 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発 |   |                    |   |   |  |
| 当該対策は十分か【再掲】                        | [   | 十分である   | ]                  | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている  |   |  |
| 判断の根拠                               | 員、参照<br>は、事務  | 照範囲が必要最小限と<br>務取扱担当者の研修I  | となるよう、アク<br>において離席 | 共ネットワークシステムで情報照会を行うことができる<br>クセス制限を設定している。また、アクセス権限の所<br>時のログアウト徹底を呼びかけており、監査も実施し<br>外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」 | 持者に<br>している。                                    |  |

# 変更箇所

| 変更日        | 項目                 | 変更前の記載   | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明     |
|------------|--------------------|--|---|------|---------------|
| 平成29年4月1日  | 5一②所属長             | 障がい者福祉課長 木村芳夫  | 障がい者福祉課長 金井勝彦   | 事後   | 人事異動による変更のため  |
| 平成29年7月27日 | 法令上の根拠             | 青梅市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律にもとづく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例 | ・番号法第9条第2項<br>・青梅市行政手続における特定の個人を識別<br>するための番号の利用等に関する法律にもとづ<br>く個人番号の利用および特定個人情報の提供<br>に関する条例 | 事後   |               |
| 平成29年7月27日 | ②法令上の根拠            |  | 情報照会の根拠 ・番号法第19条第8号 ・青梅市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律にもとづく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例       | 事後   |               |
| 平成30年9月6日  | ②所属長の役職名           | 障がい者福祉課長 金井勝彦  | 障がい者福祉課長  | 事後   |               |
| 令和2年1月31日  | しきい値判断いつ時点の計数<br>か | 2014/12/1  | 令和元年12月1日   | 事後   |               |
| 令和3年9月1日   | ②法令上の根拠            | 情報照会の根拠<br>・番号法第19条第8号   | 情報照会の根拠<br>・番号法第19条第9号  | 事後   |               |
| 令和4年1月6日   | I −1−③システムの名称      | 福祉総合システム(障害者福祉サブシステム)、<br>団体内統合宛名システム、中間サーバー                       | 福祉総合システム(障害者福祉サブシステム)、<br>団体内統合宛名システム、中間サーバー、<br>TASKクラウド                                     | 事後   | 使用するシステム追加のため |
| 令和7年3月28日  | しきい値判断いつ時点の計数<br>か | 令和元年12月1日  | 令和6年11月1日   | 事後   |               |